

職場のハラスメント対策

STOP!

パワハラ、セクハラ、カスハラ

令和6年 **10**月**19**日(土) 午後1時30分から3時

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に該当すると判断した事案があった企業における事案の内容としては、「継続的な、執拗な言動」（72.1%）が最も高かった。損害や被害の内容としては、「通常業務の遂行への悪影響」（63.4%）が最も多かった。

厚生労働省「令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査」からハラスメント対策を学ぶことで、働きやすい環境づくりを目的として開催します。

会場 ソレイユさがみ セミナールーム5

講師 神奈川県かながわ労働センター県央支所 職員

内容 職場のハラスメント対策講座（パワハラ、セクハラ、カスハラ）

定員 10名（申込順） **参加費** 無料

主催 相模原市立男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）

保育 2歳から就学前までのお子様の保育があります。（要予約・無料）

問合せ・申込み先 **ソレイユさがみ**（相模原市立男女共同参画推進センター）

〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内

Tel 042-775-1775 **10/5から申込開始**

Fax 042-775-1776

